

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 1 月 15 日

横浜地方裁判所横須賀支部

裁判所書記官 西 口 晶 水

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 2 月 5 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 2 月 12 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 2 月 19 日 午前 10 時 00 分 場 所 横浜地方裁判所横須賀支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 3 月 12 日 午前 10 時 00 分 場 所 横浜地方裁判所横須賀支部
特別売却 実施期間	令和 8 年 2 月 27 日 午前 10 時 00 分から 令和 8 年 2 月 27 日 午後 0 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 1 月 15 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物 件 目 録

- 1 所 在 横須賀市野比二丁目
地 番 267番1
地 目 宅地
地 積 295.90平方メートル
共有者 A 持分3分の1



物 件 明 細 書

令和 7年12月19日

横浜地方裁判所横須賀支部

裁判所書記官 西 口 晶 水

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

売却対象外の共有持分を有するBが売却対象外建物（家屋番号267番1）を所有して占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

本件土地は共有持分についての売却であり、買受人は、当該物件を当然に使用収益できるとは限らない。

隣地との境界が不明確である。

本件土地の東側土手部分の一部を近隣住民が無償で家庭菜園に利用している。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 横須賀市野比二丁目
地 番 267番1
地 目 宅地
地 積 295.90平方メートル
共有者 A 持分3分の1



令和 7年(ヌ)第 13号
令和 7年 7月 7日受理
令和 7年 8月12日提出

現況調査報告書

横浜地方裁判所横須賀支部

執行官 野村 剛

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 横須賀市野比二丁目
地 番 267番1
地 目 宅地
地 積 295.90平方メートル
共有者 A 持分3分の1



(土地用)

不動産の表示	「物件目録」のとおり				
住居表示	神奈川県横須賀市野比二丁目41番4号付近				
土地	物件1				
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ 農地（物件 ） ☐ 雑種地（物件 ） ☐ 山林（物件 ） ☐				
形状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐				
占有者及び占有状況	☐ 土地所有者 ☒ その他の者（件外土地共有者B） ☒ 上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している ☐ 上記の者が駐車場として使用し、占有している ☐ 上記の者が更地の状態で占有している。 ☐ ☒ 「執行官の意見」のとおり ☐				
その他の事項	対象物件はA持分3分の1のみである				
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号] 保管開始日 平成 年 月 日				
建物（目的外建物）	☐ ない ☒ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）				
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり				

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(目的外建物用〈单独〉)

目的外建物の概況（物件1関係）	
所在地	横須賀市野比二丁目267番地1
家屋番号	☐ ない（未登記） ☒ 267番1
種類	☒ 居宅 ☐ 店舗 ☐ 共同住宅 ☐ 工場 ☐ 倉庫 ☐
構造	木造瓦葺平家建
床面積（概略）	64.49平方メートル
所有者	☐ 土地所有者 ☒ その他の者（件外土地共有者B） ☐ 不明
建築時期	☒ 昭和43年10月30日ころ（登記事項証明書上の新築日） ☐ 不明
建築者	☐ 現所有者 ☐ その他の者（ ） ☒ 不明
その他の事項	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (債務者（共有者）)	1 目的外建物には私と母Bが住んでいます。建物は母Bの所有です。 2 土地件外共有者Cは私の弟で、ここには住んでいません。 3 本件土地を使用するについて、母との間で土地共有者らと賃貸借関係などありません。親子関係に基づいて使用しています。 (令和7年7月16日聴取)
■ B (目的外建物所有者兼 目的土地件外共有者)	1 今日債務者は居ません。敷地の調査をして貰って結構です。 2 土地は、私と債務者と私の子Cの共有で、建物は私の所有です。土地や建物の利用関係で賃料の発生などありません。 3 本件土地の東側部分は土手です。現状花壇のようになっているというのは、近所の人がやっていることで賃貸借などありません。 4 道路からの階段横に存在する下水のパイプについて2本のうち1本は、隣地の下水パイプかとのことですが、道路のものです。うちの建物のためのもではありません。 (令和7年8月8日聴取)

執行官の意見
■ 1 受命物件の状況および占有関係は、関係人の陳述および立入調査の結果により、前記記載のとおりと認めた。目的外建物の本件土地のA持分の利用権原については、使用貸借と認めた。ただし、目的外建物所有者Bは、本件土地について、件外持分を有している。 2 本件土地は西側道路から数メートル高位に位置した部分が建物の敷地になっており、道路から階段を用いて玄関に至る。本件土地の東側は土手になっており、擁壁の上は家庭菜園のような利用がされていた。後記のとおり、境界が不明瞭であるが、現地で建物図面と対比し、評価人と概測した限りでは家庭菜園部分の一部が本件土地に含まれているものと思料される。道路側と本件土地との境界は比較的明確であったが、その他の部分、特に東側の境界は不明瞭である。 3 本件土地の階段部分やその周辺のコンクリート部分に亀裂やずれがみられた。 4 本件土地の南西側に基礎の無いスチール製の物置が存在する。また、南西側隣地敷地へ木製の簡易な階段が置かれていた。目的外建物の南側には金属製の支柱を用いた雨よけのようなものが設置されていた。他に敷地上に単管パイプを組んだものが見られた。関係人の陳述にある下水パイプについては、道路のためのものという趣旨での関係人の発言ではあったものの、道路の何のために本件土地上に下水のパイプが存在しているのかは不明であり、利用関係については確認出来なかった。また、土地上に基礎の無い簡易物置が存在する。 5 評価人の調査によると本件土地は、西側で市道に接しており、現況も同じく西側で公衆用道路に接している。なお、同じく評価人の調査によると同道路は建築基準法第42条2項に該当する道路であり、本件土地についてもセットバックを要するとのことである。詳細は評価書を参照されたい。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年7月9日(水) 16:56-16:57	横浜地方法務局横須賀支局	登記事項証明書等交付申請
令和7年7月16日(水) 14:20-14:34	目的物件所在地	債務者と面談・事情聴取 外観調査 写真撮影
令和7年8月8日(金) 13:00-13:35	目的物件所在地	目的外建物所有者兼目的土地件外共有者と面談・事情聴取 外観調査 立入調査 写真撮影 [評価人同行]
令和年月日() :-:		
令和年月日() :-:		
令和年月日() :-:		
令和年月日() :-:		

(特記事項)

■ 令和 7 年 8 月 8 日
目的物件(敷地)上の目的外建物(住居)は不在であることが予想されたので、立会人を同行して臨場した。

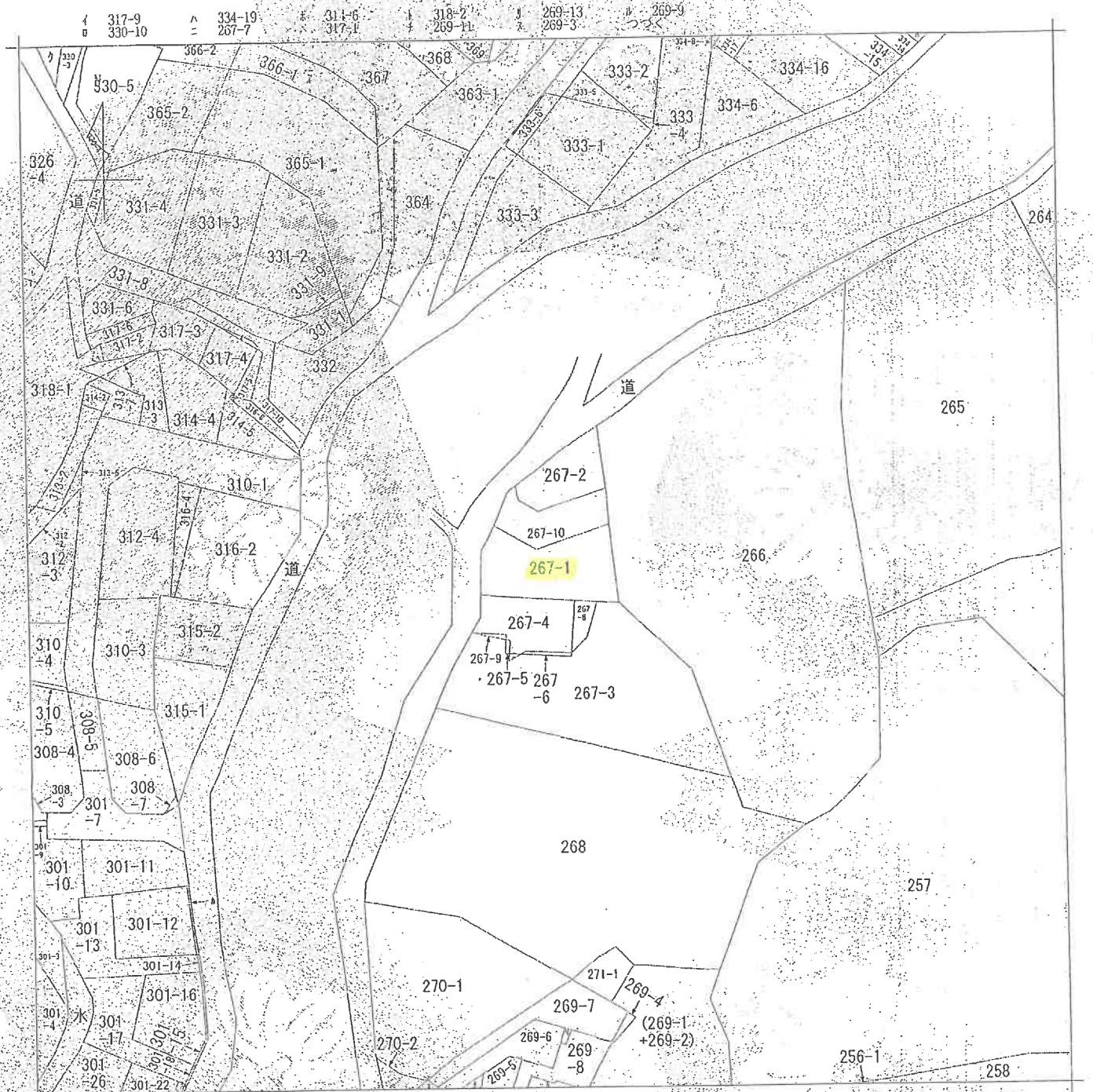
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。



〔社〕地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求 部分	所在	横須賀市野比二丁目				地番	267番1		
出力 縮尺	1/600	精度 区分	座標系 番号又は 記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図	
作成 年月日				備付 年月日 (原図)				補記 事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(横浜地方務局横須賀支局管轄)

令和7年4月30日

大津地方務局

地図整理番号：M30301

登記官

(1/2)

(6 枚目)

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

ヲ 301-20
ワ 301-19
カ 301-1
コ 325-35
タ 330-6
レ 325-36
ゾ 311-1

登記年月日：平成19年6月15日

575332

地 番 267-1

地 積 測 量 図

土地の所在

横須賀市野比2丁目

前 267-1 後 新同一簿

令和7年4月30日
(横浜地方裁判所横須賀支庁管轄)
大津地方延滞局

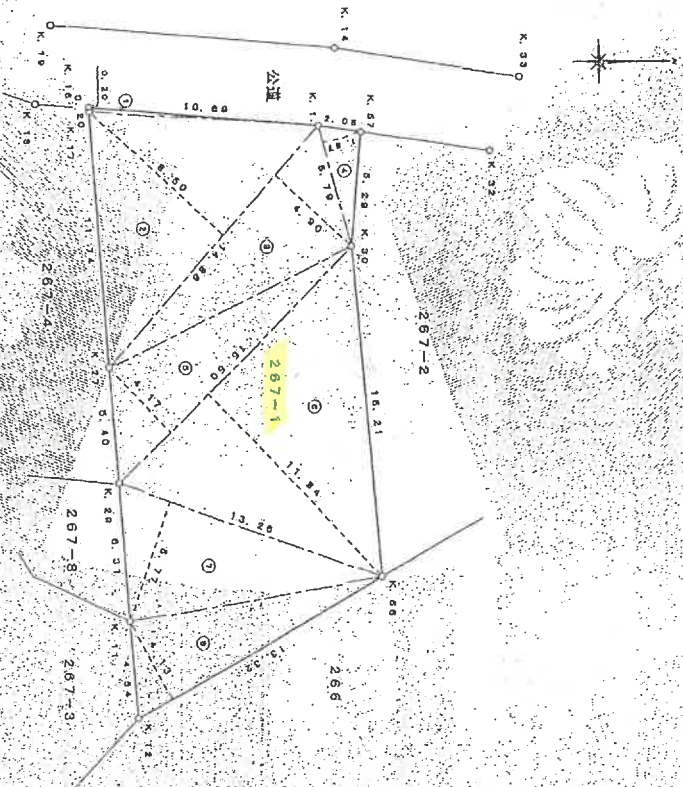
※図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

三 斜 求 算 表

地 番	NO.	底 辺	高 さ	倍 面 積	地 積
267-1	1	101.88 X	0.20 =	21.780	
	2	14.86 X	8.80 =	128.8100	
	3	14.86 X	4.80 =	72.0140	
	4	5.78 X	1.87 =	10.8273	
	5	15.50 X	4.17 =	64.5350	
	6	13.50 X	1.18 =	15.93200	
	7	13.45 X	5.72 =	76.8102	
	8	13.32 X	4.19 =	55.0118	
	合 計			591.8061	285.8035m ²

点 名	座 標	X	Y
K.1	市ノ上エト杭	495.783	502.881
K.11	田代ノ上エト杭	486.731	525.341
K.12	田代ノ上エト杭	487.028	528.861
K.14	市ノ上エト杭	484.921	501.761
K.16	田代ノ上エト杭	484.944	501.959
K.17	市ノ上エト杭	482.506	501.567
K.18	市ノ上エト杭	483.533	497.941
K.19	市ノ上エト杭	483.723	513.672
K.21	田代ノ上エト杭	487.320	519.054
K.23	田代ノ上エト杭	487.538	508.255
K.24	市ノ上エト杭	503.917	503.922
K.30	市ノ上エト杭	506.296	500.430
K.56	田代ノ上エト杭	498.744	523.480
K.57	田代ノ上エト杭	497.912	502.881

測量系	任意測量
測量系	任意測量
測量系	任意測量



作成者

月 8 日作成

申請人

縮尺 1/250

登記年月日：平成16年7月27日

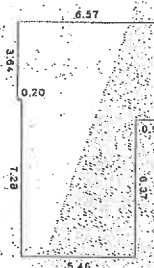
312966 各階平面図

建物各階平面図

家屋番号 267-1

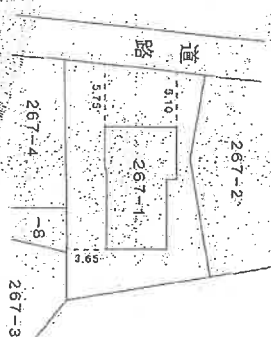
建物の所在 横須賀市野比2丁目267番地1

目的外建物



0.91 X 4.56 = 4.1406
5.46 X 10.92 = 59.6232
0.20 X 3.64 = 0.7280
床面積 64.49 m²

床面積 64.49 m²



作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

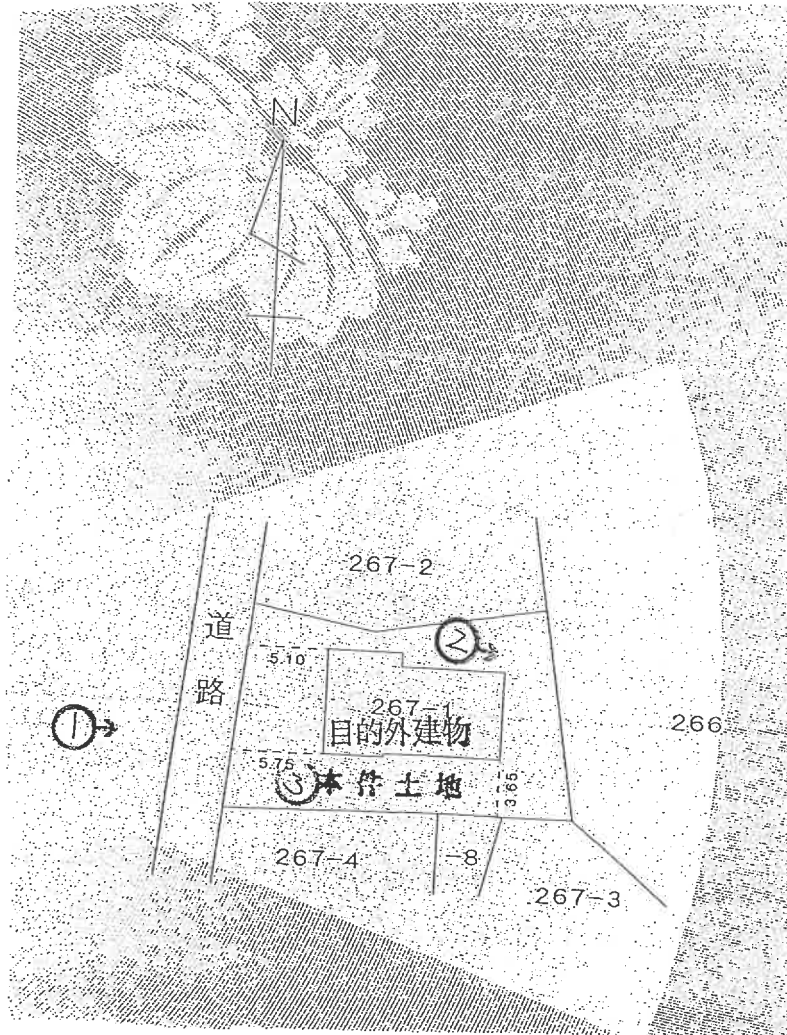
図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

令和7年4月30日
大津地方建設局
(横須賀市建設局建築課)

これは図面に記載されていなくても、図面を証明した図面である。

写真撮影方向図

←○は写真撮影位置・方向





①



②



③

令和7年(ヌ)第 13 号
令和7年8月 8日 現地調査
令和7年8月12日 評 価

横浜地方裁判所横須賀支部

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

小 林 隆 志

第1 評価額

物件番号	評 価 額
1	金 1, 6 4 0, 0 0 0 円

- ① 目的物件の価格は持分3分の1のみの底地の価格である。

第2 評価の条件

1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は、内覧制度によるほかは物件の内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、瑕疵担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
3. 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

物件 番号	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり	住居表示 野比2-4 1-4
特 記 事 項		
な し		

* 現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じである。

物 件 目 録

- 1 所 在 横須賀市野比二丁目
地 番 267番1
地 目 宅地
地 積 295.90平方メートル
共有者 A 持分3分の1



第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	京浜急行久里浜線「Y R P 野比」駅の東方約650m（道路距離）、徒歩約9分	
付 近 の 状 況	低層の一般住宅等が建ち並ぶ傾斜地の既成住宅地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 立 地 適 正 化 計 画 そ の 他 の 規 制	市街化区域 第一種低層住居専用地域 40% 80% 指定なし 都市機能誘導区域外、居住誘導区域外 宅地造成工事規制区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域（一部）、屋外広告物規制地域
画 地 条 件	規 模 形 状 間 口 ・ 奥 行 地 勢	295.90㎡ ほぼ台形 間口約12.9m、奥行約21～29m 接面道路より約5m高く、東側に約1mの段差があり、そのさらに東側に上り傾斜の法面がある。北側隣接地より約1.5m高く、南側隣接地より約1.2m低い。
接 面 道 路 の 状 況	西側約3.6mのアスファルト舗装市道（建築基準法第42条第2項）より約5m高く約12.9m接面	
土地の利用状況等	◇物件1土地には、木造瓦葺平家建（床面積64.49㎡）の住宅が存する。当該建物は物件1土地の共有者であるBの単独所有であるが、他の共有者に対し地代等の対価は支払われていないため、利用権原は使用貸借と判定した。 ◇建物の配置は附属資料建物図面写のとおり	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 ガ ス 下 水 道	あり なし（プロパンガスを使用） あり

特 記 事 項	◇物件1土地には、平成19年5月8日に座標計算に基づいて作成された地積測量図がある。この地積測量図の申請者は前所有者であり、現共有者らに贈与された際に測量されたことを考えると、この図面の信憑性は比較的高く、土地の面積はほぼ登記どおりと考えるのが妥当である。現地調査においては、市道との境界のうち、南西角付近と北西角付近に金属プレートが存在することを確認した。これらの二つのプレートの距離は、地積測量図に記載された長さとはほぼ一致するため、これらの金属プレートが境界を示すものと判定した。しかし、北側隣接地との境界には一部北側にせり出した一画があるほか、南側隣接地との境界には、目的物件側にせり出した部分があり、実際に利用されている土地の範囲は必ずしも地積測量図や建物図面通りではなく、現実の境界は明確とはいえない。なお、東側の境界は全く不明確だが、地積測量図及び建物図面に基づいて、法面部分をかなり含むものと判定したものである。 ◇市道に面した部分は間知石積擁壁が築造されており、目的外の地上建物に至るためには階段を利用する必要がある。この階段やその周辺のコンクリート部分には亀裂やひずみが見られた。なお、現地調査で確認した金属プレートの位置から推測すると、この階段に取り付けられた手すりは物件1土地の外側にあることになる。 ◇上記階段の脇に敷地から道路へとつながる汚水桝と塩ビ管が二本存在した。建物所有者の陳述によると、そのうちの一本は市道のための施設であり、目的物件とは関係がないとのことであった。 ◇法面と建物敷地との境には擁壁があり、その上部は家庭菜園のように利用されている。Bによると、近隣居住者が無償で利用しているとのことであった。 ◇市道から約0.2m程度セットバックする必要がある。 ◇家庭用ヒートポンプ給湯機貯湯湯沸器（2016年製造）が設置されているほか、簡易の物置が一つ存在する。 ◇地上建物は、登記上、昭和43年10月30日新築、平成1年6月10日増築である。横須賀市建築指導課調査では、建築計画概要書記載を探し出すことはできなかった。したがって、増築時、建築確認申請をしていない可能性がある。 ◇車両の駐車スペースは確保されていない。 ◇持分は3分の1。
----------------	---

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準 画地価格 (円/㎡)	個別格差	更地価格 (円/㎡)	地 積 (㎡)	建付 減価	建付地価格 (円)
1	105,000	$\times \frac{70}{100}$	73,500	$\times 295.90$	$\times 0.90$	= 19,570,000

標準画地価格：標準画地価格は下記の規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して決定した。

基準地 横須賀（県）－18

$$\begin{array}{ccccccc} & & & \text{標準化} & & & \\ & \text{基準地価格} & \text{時点修正} & \text{補 正} & \text{地域格差} & \text{標準画地価格} & \\ 124,000 \text{ 円/㎡} & \times \frac{101.7}{100} & \times \frac{100}{100} & \times \frac{100}{120} & = & 105,000 \text{ 円/㎡} \end{array}$$

◇時点修正：令和6年7月1日から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：標準画地で補正の必要なし。

◇地域格差：基準地は目的物件の所在地域に比して、交通接近条件、街路条件、環境条件、行政的条件等の総合格差で上記のとおり。

◇個別格差：法面を含むこと、セットバック、規模、高低差等の画地条件等の総合格差で上記のとおり。

◇建付減価：－10%を判定した

② 底地価格

物件 番号	建付地価格（円）	底地割合	土地価格（円）
1	19,570,000	$\times 0.90$	= 17,610,000

底地割合は、建物の性質、共有関係等を勘案して判断した。

2. 評価額の判定

前記により求めた価格を基に、所要の修正を施して、下記のとおり評価額を求めた。

物件 番号	土地価格（円）	共有持分	占有減価 修正	市場性修正	競売市場修正	評 価 額（円）
1	17,610,000	$\times \frac{1}{3}$		$\times 0.4$	$\times 0.7$	= 1,640,000

占有減価修正：必要なし。

市場性修正：共有持分のみの売却であることのほか、底地の市場性・流通性を考慮して、市場性修正－60％を施した。

競売市場修正：－30％と判定した。

第6 参考価格資料

1. 基準地価格 横須賀（県）－18

所 在：横須賀市野比2丁目88番15外 「野比2－32－11」
価 格：124,000 円/㎡
位 置：京浜急行久里浜線「Y R P 野比」駅 約450m
価 格 時 点：令和6年7月1日
地 積：165 ㎡
供給処理施設：水道、ガス、下水
接 面 街 路：東側6m 市道
用途指定等：第1種低層住居専用地域(建蔽率40%，容積率80%)
地 域 の 概 要：中小規模一般住宅等が見られる高台の住宅地域

2. 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1 12,218,000 円（持分3分の1）

第7 附属資料の表示

1. 位置図
2. 公図写（本図面はA3版からA4版へ縮小したものである。）
3. 地積測量図写（本図面はA3版からA4版へ縮小したものである。）
4. 建物図面及び各階平面図写（本図面はA3版からA4版へ縮小したものである。）

以上

附属資料1 位置図

縮尺 1/4,000

昭文社スーパーマップルデジタル26東日本版



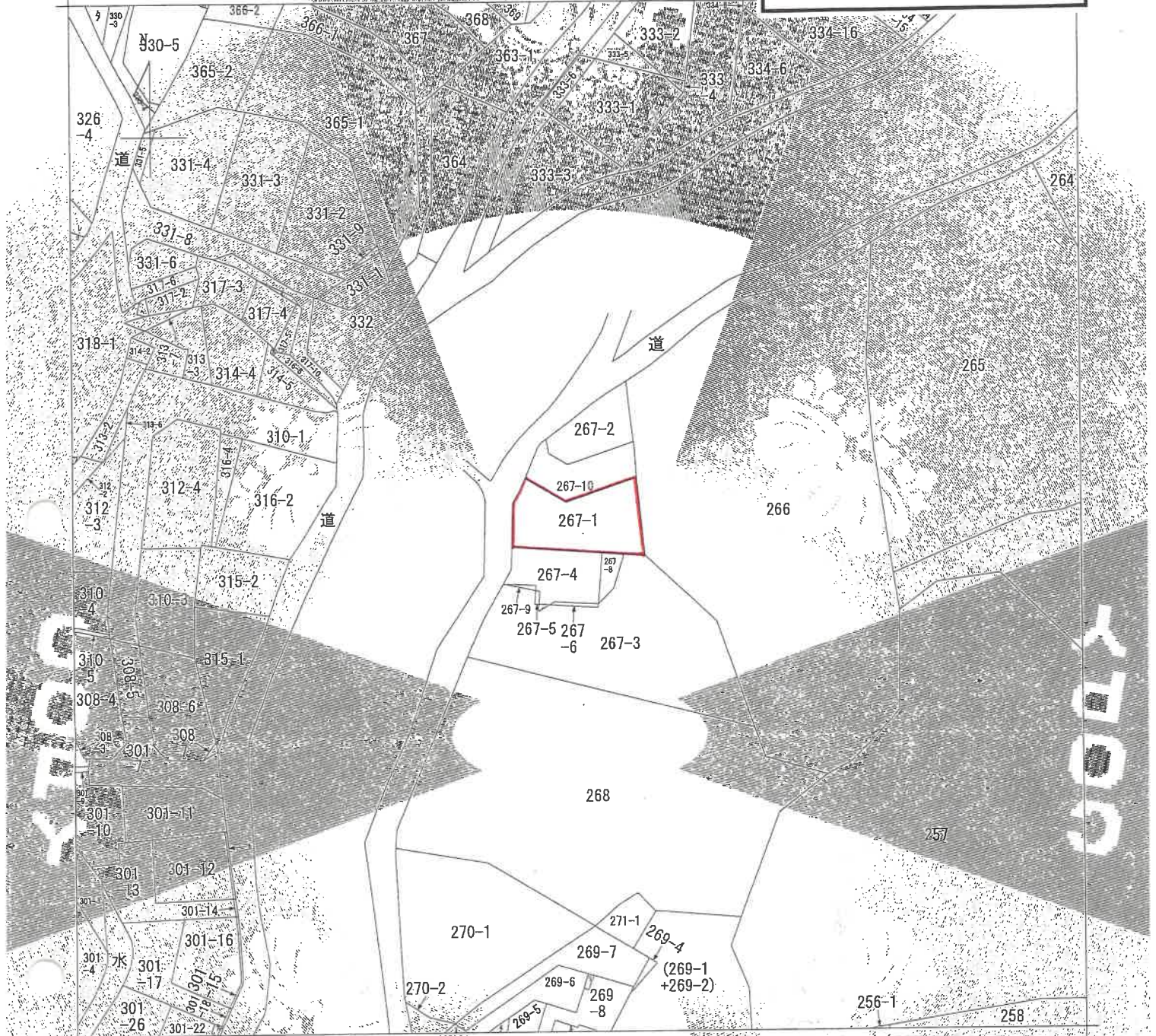
1:4,000 相当
地図使用承認(C)マップル第6-210号

地図上の1センチは約40メートル
印刷中心は 東経 139度41分11秒 北緯 35度12分40秒

附属資料 2 公図写

縮尺1/600を71%に縮小したもの

イ 317-9 ハ 334-19 ニ 314-6 ホ 318-2 ヘ 269-13 ヘ 269-9
ロ 330-10 ニ 267-7 ニ 317-1 ニ 269-11 ニ 269-3 ニ 269-3



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請 求 部 分	所 在 横須賀市野比三丁目				地 番 267番1				
出 力 縮 尺	1/600	精 度 区 分		座 標 系 番 号 又 は 記 号		分 類	地図に準ずる図面	種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日				備 付 年 月 日 (原図)			補 記 項 事 項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(横浜地方法務局横須賀支局管轄)

令和7年4月30日

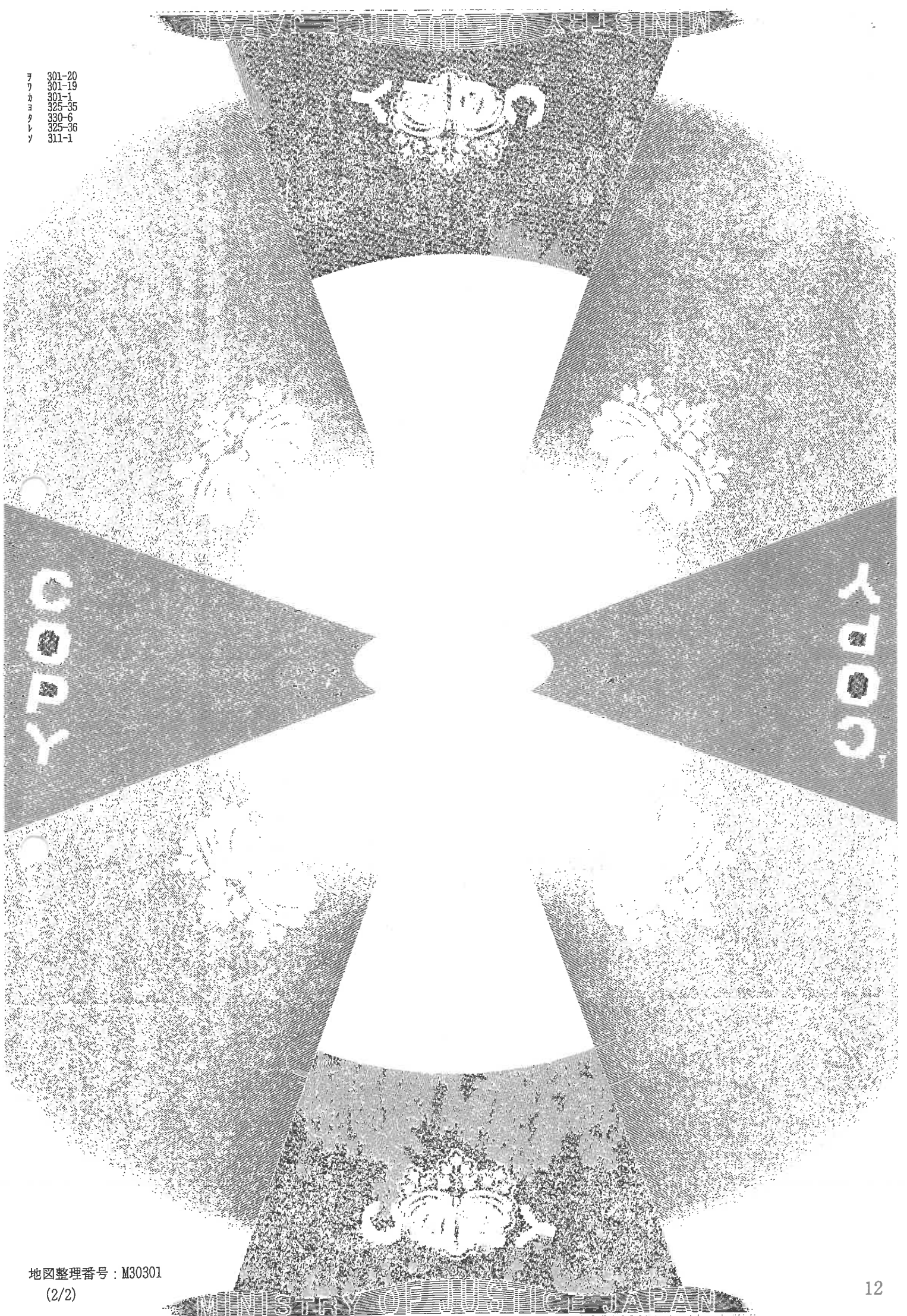
大津地方法務局

地図整理番号：M30301

登記官

(1/2)

301-20
 301-19
 301-1
 325-35
 330-6
 325-36
 311-1



登記年月日：平成19年6月15日

575332

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方事務局長横須賀支庁管轄)
令和7年4月30日 大津地方裁判所

前 067-1 後 新同一册

地 積 測 量 図

267-1

土地の所在 横須賀市野比2丁目

附属資料3 地積測量図写

(本図はA3をA4に縮小したものである(原図の71%))

平成19年6月15日登記

(筆頭地)

三斜求積表

地番	NO	底辺	高さ	倍面積	地積
267-1	1	10.98 X	0.20 =	2.1780	
	2	14.98 X	9.50 =	126.3100	
	3	14.98 X	4.80 =	72.8160	
	4	5.78 X	1.87 =	10.8273	
	5	15.50 X	4.17 =	64.8350	
	6	15.50 X	84 =	188.5200	
	7	13.32 X	5.77 =	78.5102	
	8	13.32 X	4.13 =	56.0116	
		合計		591.8061	
		面積		295.90305㎡	295.90 m

点名	標高	座標 X	座標 Y
K. 1	市プレート杭	495.783	502.681
K. 11	既設プラスチック杭	486.731	525.341
K. 12	既設コンクリート杭	487.098	529.881
K. 14	市コンクリート杭	488.803	498.094
K. 16	既設金属杭	484.921	501.781
K. 17	既設コンクリート杭	484.944	501.859
K. 18	市プレート杭	482.506	501.557
K. 19	市コンクリート杭	483.236	497.941
K. 20	新設コンクリート杭	485.783	513.672
K. 30	図上点	486.220	519.054
K. 32	市プレート杭	487.389	508.255
K. 33	市プレート杭	503.917	503.922
K. 58	市プレート杭	505.296	500.430
K. 57	新設コンクリート杭	498.744	523.400
K. 57	新設プレート杭	497.812	502.981

測地系	任意座標
座標系	
測量年月日	平成18年6月2日

縮尺 1/250

申請人

平成19年6月15日(作成)

(神奈川県土地家屋調査士会)

土地家屋調査士

作成者

附属資料4 建物図面写・各階平面図写
(本図はA3をA4に縮小したものである(原図の71%))

登記年月日：平成16年7月27日

312966

建物図面写

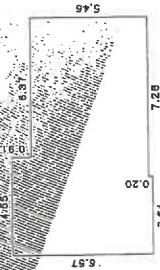
267-1

家屋番号

横須賀市野比2丁目267番地1

建物の所在

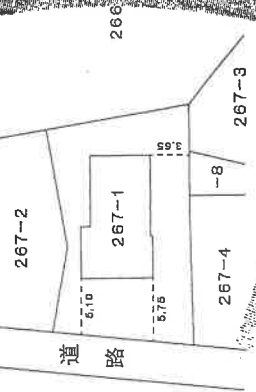
N



0.91 X 4.55 = 4.1405
5.46 X 10.92 = 59.6232
0.20 X 3.64 = 0.7280
64.4917

床面積 64.49 m²

道路



図面番号

成 16年 7月 14日作成

作製者

士田田士田 家屋主

申請人

縮尺

1/500

(日 欄 12)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方方法務局横須賀支局管轄)
令和7年4月30日 / 大津地方方法務局 登記官